

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 長 官 室
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

ページ

(人事課) 一

(人事課) 二

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五号第八号口中「第八号第五項、第三十一条の六第五項、第三十七号第五項」を「第八号第六項、第三十一条の六第六項、第三十七号第六項」に改める。

第六号第一項第七号中ヨをタとし、カをヨとし、同号ワ中「第三十二条第二項」を「第六十六号第二項」に改め、同号中ワをカとし、同号ヲ中「第三十二条第一項」を「第六十六号第一項」に改め、同号中ヲをワとし、同号ル中「第二十七号第一項（第三十二条第三項）」を「第六十一号第一項（第六十六号第三項）」に改め、同号中ルをヲとし、ロからヌまでをハからルまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十八号第一項第二号の規定による特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設

に対する栄養管理の実施に関する指導及び助言

第六号第二項第七号ただし書中「チ」を「リ」に改め、同号イ中「第十八号の三十一第二項」を「第

十八号の三十六第二項」に、「第十八号の十五第一項」を「第十八号の十七第一項」に、「第十八号の二十三第一項」を「第十八号の二十八第一項」に、「第十八号の二十四第一項」を「第十八号の二十九第一項」に、「第十八号の二十五第一項」を「第十八号の三十第一項」に改め、同号口中「第十八号の十六」を「第十八号の十八」に、「第十八号の二十六」を「第十八号の三十一」に改め、同号ハ中「第十八号の三十一第一項」を「第十八号の三十六第一項」に改め、同号ニ中「第十八号の二十九第二項」を「第十八号の三十四第二項」に改め、同号ヘ中「第十八号の十九」を「第十八号の二十一」に改め、同号ト中「第十八号の二十九第一項」を「第十八号の三十四第一項」に改める。

第八号第一号ハ中「第十一条第一項第二号(2)」を「第十一条第一項第二号ト(2)」に改め、同号ニ中「第十一条第一項第二号(3)」を「第十一条第一項第二号ト(3)」に改め、同号ホ中「第十一条第一項第二号(4)」を「第十一条第一項第二号ト(4)」に改め、同号ヘ中「第十一条第一項第二号(5)」を「第十一条第一項第二号ト(5)」に改め、同号ト中「第十一条第一項第二号ト」を「第十一条第一項第二号チ」に改め、同号ラ及びム中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同号オ及びク中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親名簿」を加え、同号ケ中「第五十六号第八項」を「第五十六号第四項」に改め、同条第二号ホ中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十号第一項第十六号に次のように加える。

ホ 土地改良事業又は土地区画整理事業の施行地区への編入の承認

第十号第一項第二十六号イ中「第八十六号第二項及び」を削り、同号ロ中「第六十八号第五項」を「第六十八号第四項及び第六項（第九十六号第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十五条の四第二項」に改め、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 第四十八号第三項において準用する第六十五号第二項（第九十六号第四項において準用する場合を含む。）の規定による定款変更の認可の証明

ハ 第四十八号第四項（第九十六号第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条の七第二項の規定による定款変更の届出の受理

第十号第一項第二十七号ハ中「団体協約等」を「団体協約」に改め、同項第三十二号ただし書中「リからルまで」を「ヌからヲまで」に、「チ」を「リ」に改め、同号中ルをヲとし、チからヌまでをリからルまでとし、トの次に次のように加える。

チ 第八十八号の三第二項の規定による吸収分割の認可

第十八号第一項第二号中ルをワとし、チからヌまでをヌからヲまでとし、トをチとし、チの次に次のように加える。

リ 第六十七号の二の規定による長時間放置された車両の移動等

第十八条第一項第二号中への次に次のように加える。

ト 第四十八条の三十二の規定による特定車両停留施設への車両停留の許可

第十八条第一項第五十五号中「及び仙台市」を「並びに仙台市青葉区及び太白区」に改める。
第二十条に次の二号を加える。

七 一件一億円未満のダム施設（ダム総合事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託
八 ダム工事に関する土地使用貸借契約の締結

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次長」を「副部長」に、「及び危機管理監」を「危機管理監及びデジタル政策推進監」に、「総括担当を命ぜられた課長補佐（総括担当を命ぜられた室長補佐を含む。以下「課長補佐（総括担当）」という。）を「総括課長補佐（総括室長補佐を含む。以下同じ。）」に、「の課長補佐（総括担当）」を「の総括課長補佐」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同条第三項中「次長（出納局の次長を除く。以下この項において同じ。）」を「副部長」に、「の次長」を「の副部長」に、「次長」を「副部長」に改め、同条第六項中「次長」を「副局長」に改め、同条第十項中「総括担当を命ぜられた次長（〃）を「総括次長（〃）に、「置かれ、かつ、総括担当を命ぜられた次長」を「置かれた総括次長」に、「次長（総括担当）」を「総括次長」に、「総括担当を命ぜられた副園長（第五条において「副園長（総括担当）」という。）を「副園長」に改め、「（高等看護学校にあつては、総括担当を命ぜられた副校長）」を削る。

第五条第一項の表部長の項を次のように改める。

オリピック・パラリンピック大会推進局長	国際経済・観光局長
---------------------	-----------

部 長		理 事
危 機 管 理 監	デジタル政策推進監	主務課長（当該事務を担当する課長（室長を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

第五条第一項の表出納局長の項中「次長」を「副局長」に改め、同表次長（オリピック・パラリンピック大会推進局長、国際経済・観光局長、理事及び危機管理監を含む。）の項中「次長」を「副部長」に、「及び危機管理監」を「危機管理監及びデジタル政策推進監」に改め、「主務課長」の下に「（出納局を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

副 局 長	主務課長（出納局に限る。）
-------	---------------

第五条第一項の表課長の項から課長補佐（総括担当）の項までの規定中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同表所長の項中「次長（総括担当）」を「総括次長」に、「副園長（総括担当）」を「副園長」に改め、「（高等看護学校にあつては、総括担当を命ぜられた副校長に限る。）」を削り、同表地域事務所長の項から地域事務所の部長の項までの規定中「次長（総括担当）」を「総括次長」に改め、同条第二項中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

附則第八項中「各次長」を「各副部長」に改め、「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改める。

別表第一各部長の専決事項の項中「次長」を「副部長」に改め、同項第一号ホ中「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同号ヲ中「（同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。）」を削り、同表各次長の項中「各次長」を「各副部長」に改め、同項ニ中「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同項ヌ中「（同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。）」を削り、同表各主管課長の項第一号イ中「次長」を「副部長」に改め、同号ロ中「各次長」を「各副部長」に改め、同号ハ中「（同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。）」を削り、「各次長」を「各副部長」に改め、同号ニ及びホ中「各次長」を「各副部長」に改め、同表各課長の項第一号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に、「総括担当を命ぜられた技術補佐（以下「技術補佐（総括担当）」

という。)を「総括技術補佐」に、「技術補佐(総括担当)」を「総括技術補佐」に改め、同号中「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同項第十九号中「総務部」の下に「復興・危機管理部」を加え、「課長補佐(総括担当)」を「総括課長補佐」に改め、同項第二十号中「人事課長」の下に「復興・危機管理総務課長」を、「(人事課」の下に「復興・危機管理総務課」を加え、「課長補佐(総括担当)」を「総括課長補佐」に改め、同項第二十一号中「各課長補佐(総括担当)」を「各総括課長補佐」に改め、同項第二十五号、第三十一号、第三十二号及び第三十四号中「課長補佐(総括担当)」を「総括課長補佐」に改め、同表各課長補佐(総括担当)の項中「各課長補佐(総括担当)」を「各総括課長補佐」に改め、同項第一号中「及び課長補佐(総括担当)」を「及び総括課長補佐」に、「技術補佐(総括担当)」を「総括技術補佐」に改め、同項第一号中「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同号へを削り、同号トを同号へとし、同項第四号中「総務部」の下に「復興・危機管理部」を加え、「部の課長補佐(総括担当)」を「部の総括課長補佐」に、「並びに課長補佐(総括担当)」を「並びに総括課長補佐」に改め、同項第五号中「人事課」の下に「復興・危機管理総務課」を加え、「置かれる課長補佐(総括担当)」を「置かれる総括課長補佐」に、「並びに課長補佐(総括担当)」を「並びに総括課長補佐」に改め、同項第九号中「置かれる課長補佐(総括担当)」を「置かれる総括課長補佐」に改め、同表総務部長の人事課に係る専決事項の項中「の次長」を「の副部長」に、「各次長」を「各副部長」に改め、同表人事課長の専決事項の項中「各課長補佐(総括担当)」を「各総括課長補佐」に改め、同表総務部長の行政管理室に係る専決事項の項第三号中「(同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。)」を削り、「同条第七号に掲げる場合(総務部長が別に定める場合を除く。)」を「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第八号)第二条第一号及び第二号に掲げる場合」に改め、同表行政管理室長の専決事項の項中「次長」を「副部長」に改め、同項第二号中「(同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。)」を削り、同表総務部長の危機対策課に係る専決事項の項、危機対策課長の専決事項の項、総務部長の消防課に係る専決事項の項及び消防課長の専決事項の項を次のように改める。

<p>復興・危機管理部長 復興・危機管理総務課</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 国民の保護に関する計画の作成に係る</p>	<p>復興・危機管理総務課長</p> <p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 指定地方公共機関の指定に係る意見聴取(第二条)</p> <p>ロ 指定地方公共機関が作成した国民の保護</p>
--	---

復興支援・伝承課

関係都道府県知事への意見聴取、内閣総理大臣への協議、市町村長等への通知、計画の公表及び関係機関への協力の要請(第三十四条)

ロ 市町村の国民の保護に関する計画に係る市町村長からの協議への回答(第三十五条)

ハ 国民の保護に関する業務計画の作成に係る指定地方公共機関に対する助言(第三十六条)

ホ 国民保護協議会への諮問(第三十七条)

避難施設の指定(第百四十八条)

復興支援・伝承課長

一 災害救助法第四条の規定による救助に関すること(応急仮設住宅に関するものに限る。)

二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の施行に関すること。

イ 復興推進計画の認定の申請(第四条)

ロ 認定復興推進計画の変更の認定の申請(第六条)

ハ 避難施設に関する届出の受理(第百四十九条)

二 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条の規定による救助に関すること(復興支援・伝承課長の専決に係るものを除く。)

防災推進課

防災推進課

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の施行に関する次のこと。

イ 指定地方公共機関の指定(第二条)

ロ 市町村地域防災計画の修正協議に対する回答(第四十二条)

二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)第二条の規定による地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び変更に係る関係市町村長への意見聴取及び内閣総理大臣への協議

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第七条の規定による対策計画の届出に係る勧告及び届出をしない旨の公表

防災推進課長

防災推進課長

一 災害対策基本法の施行に関する次のこと。

イ 災害状況等の報告(第五十三条)

ロ 関係機関等に対する防災に関する通知又は要請(第五十五条)

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第七条第六項の規定による対策計画の届出の受理

消防課

消防課長

- 一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百一十六号）の施行に関する次のこと。
 - イ 消防に関する市町村への勧告等（第三十八号）
 - ロ 消防相互援助協定の締結（第四十二条）
 - 二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関する次のこと。
 - イ 危険物の貯蔵又は取扱いに関する改善命令（第十一条の五）
 - ロ 製造所等の設備等の措置命令（第十二条）
 - ハ 製造所等の使用停止命令（第十二条の二）
 - ニ 製造所等の緊急使用停止命令（第十二条の三）
 - ホ 危険物取扱者免状の返納命令（第十三条の二）
 - ヘ 消防設備士免状の返納命令（第十七条の七）
 - 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の施行に関する次のこと。
 - イ 丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納命令（第三十一条）
 - ロ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関の指定（第十五条、第三十五条、第四十五条の二十三、第四十五条の三十八）
 - ハ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関の知識経験を有する者の解任命令（第四十五条の三十一、第四十五条の三十八）
 - ニ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関に対する適合命令（第四十五条の三十三、第四十五条の三十八）
 - ホ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関の指定の取消し又は業務の停止命令（第四十五条の三十四、第四十五条の三十八）
 - 四 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の施行に関する次のこと。
 - イ 製造及び貯蔵所設置の許可の取消し並びに製造、貯蔵、販売及び消費の停止命令（第九条、第三十八条）
 - ロ 製造施設及び製造方法並びに販売方法についての改善命令（第十一条、第十二条、第二十号の六）
 - ハ 貯蔵方法及び貯蔵所についての改善命令（第十五条、第十八条）
 - ニ 勧告に従わない者の公表（第二十条の五）
 - ホ 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令（第三十条）
 - ヘ 保安統括者等、販売主任者、取扱主任者及び検査主任者等の解任命令（第三十条、第五十二条）
 - ト 完成検査機関、輸入検査機関又は保安検査機関の指定及びその取消し並びに業務の停止命令（第二十条、第二十二号、第三十五条、第五十八号の三十、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
 - チ 公共安全の維持及び災害発生の防止のための緊急措置（第三十九条）
 - リ 容器検査所の登録の取消し及び容器再検査並びに附属品再検査の停止命令（第五十三条）
 - ヌ 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の知識経験を有する者の解任命令（第五十八号の二十七、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
 - ル 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に対する適合命令（第五十八号の二十九、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
 - 五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の施行に関する次のこと。
 - イ 銃銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し及び停止命令（第六条、第十五条、第二十条）
 - ロ 銃銃等製造設備又は保管設備の改善命令（第九条、第二十条）
 - 六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第六十九号の規定による損失補償の

- 一 消防組織法の施行に関する次のこと。
 - イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請（第四十四条）
 - ロ 市町村長に対する消防応援出動等の措置の要求及び指示（第四十四条）
 - 二 消防法の施行に関する次のこと。
 - イ 危険物製造所等の設置及びその変更の許可（第十一条）
 - ロ 危険物製造所等の完成検査（第十一条）
 - ハ 危険物製造所等の仮使用承認（第十一条）
 - ニ 危険物製造所等の完成前検査（第十一条の二）
 - ホ 指定試験機関に対する指示（第十三条の十五、第十七号の九）
 - ヘ 報告の徴収及び立入検査等（第十三条の十六、第十七号の九）
 - ト 予防規定の認可等（第十四条の二）
 - 三 火薬類取締法の施行に関する次のこと。
 - イ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関の変更の届出の受理（第四十五条の二十八、第四十五条の三十八）
 - ロ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関の業務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更命令（第四十五条の二十九、第四十五条の三十八）
 - ハ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関の業務の休廃止の届出の受理（第四十五条の三十、第四十五条の三十八）
 - ニ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関からの報告の徴収（第四十五条の三十六、第四十五条の三十八）
 - ホ 指定完成検査機関又は指定保安検査機関に対する立入検査（第四十五条の三十七、第四十五条の三十八）
 - 四 高压ガス保安法の施行に関する次のこと（ハ、ム及びウに掲げるものを除く）。
 - イ 製造の許可及び届出の受理（第五条）
 - ロ 製造施設等の変更の許可及び届出の受理（第十四条）
 - ハ 第一種貯蔵所の設置及び変更の許可並びに

- 令（第九条、第三十八条）
- ロ 製造施設及び製造方法並びに販売方法についての改善命令（第十一条、第十二条、第二十号の六）
- ハ 貯蔵方法及び貯蔵所についての改善命令（第十五条、第十八条）
- ニ 勧告に従わない者の公表（第二十条の五）
- ホ 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令（第三十条）
- ヘ 保安統括者等、販売主任者、取扱主任者及び検査主任者等の解任命令（第三十条、第五十二条）
- ト 完成検査機関、輸入検査機関又は保安検査機関の指定及びその取消し並びに業務の停止命令（第二十条、第二十二号、第三十五条、第五十八号の三十、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
- チ 公共安全の維持及び災害発生の防止のための緊急措置（第三十九条）
- リ 容器検査所の登録の取消し及び容器再検査並びに附属品再検査の停止命令（第五十三条）
- ヌ 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の知識経験を有する者の解任命令（第五十八号の二十七、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
- ル 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に対する適合命令（第五十八号の二十九、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
- 五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の施行に関する次のこと。
 - イ 銃銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し及び停止命令（第六条、第十五条、第二十条）
 - ロ 銃銃等製造設備又は保管設備の改善命令（第九条、第二十条）
- 六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第六十九号の規定による損失補償の

- に届出の受理（第十六条、第十九号）
- ニ 第二種貯蔵所の設置及び変更の届出の受理（第十七条の二、第十九号）
- ホ 製造施設及び第一種貯蔵所の完成検査（第二十条）
- ヘ 販売事業の届出の受理（第二十条の四）
- ト 周知に係る改善勧告（第二十条の五）
- チ 輸入高压ガス及びその容器の検査（第二十二号）
- リ 特定高压ガスの消費の届出の受理（第二十四号の二）
- ヌ 特定高压ガスの消費施設及びその消費方法の改善命令（第二十四号の三）
- ル 特定高压ガスの消費の変更に係る届出の受理（第二十四号の四）
- ヲ 危害予防規程及びその変更の届出の受理並びにその変更命令及び第一種製造者に対する措置命令等（第二十六号）
- ワ 保安教育計画の変更命令及び保安教育に係る改善勧告（第二十七号）
- カ 特定施設の保安検査（第三十五条）
- キ 容器の製造方法の改善命令（第四十一条）
- ク 容器検査及び附属品検査（第四十四条、第四十九号の二）
- レ 特別充てんの許可（第四十八号）
- ソ 容器再検査及び附属品再検査並びに容器検査所の登録及びその更新並びに再検査することができる容器及び附属品の制限（第四十九号、第四十九号の四、第五十条）
- ツ 容器及び附属品のくず化処分に関する命令（第五十六号）
- ネ 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の事業所の変更の届出の受理（第五十八号の二十二、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
- ナ 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の業務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更命令（第五十八号の二十三、第五十八号の三十の二、第五十八号の三十の三）
- ラ 指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は

裁定

- 七 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第六項の規定による電気工事士免状の返納命令
- 八 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）第六十三条の規定による損失補償の裁定
- 九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の施行に関する次のこと。
 - イ 液化石油ガスによる災害防止措置命令（第十三条）
 - ロ 業務主任者等の解任命令（第二十一条）
 - ハ 販売事業の登録の取消し及び事業の停止命令（第二十五条、第二十六条）
 - ニ 認定保安機関の認定の取消し（第三十条の三）
 - ホ 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し（第三十五条の十）
 - ヘ 貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の許可の取消し及び使用停止命令（第三十七条の七）
 - ト 液化石油ガス設備士免状の返納命令（第三十八条の四）
- 十 電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関する次のこと。
 - イ 電気事業者の登録の拒否（第六条）
 - ロ 電気工事危険等防止命令（第二十七条）
 - ハ 電気事業者の登録の取消し及びその事業の停止命令（第二十八条）
- 十一 消防学校規則（昭和四十六年宮城県規則第三十五号）の施行に関する次のこと。
 - イ 教育基本計画の承認（第二条）
 - ロ 学校の運営に関し必要な事項の承認（第十七条）

は指定保安検査機関の業務の休廃止の届出の受理（第五十八条の二十四、第五十八条の三十の二、第五十八条の三十の三）

- ム 報告の徴収及び立入検査（第六十一条、第六十二条）
- ウ 事故届の受理（第六十三条）
- エ 現状変更禁止の解除指示（第六十四条）
- 五 武器等製造法の施行に関する次のこと。
 - イ 猟銃等の製造事業、試験的製造及び販売事業の許可（第十七条、第十八条、第十九条）
 - ロ 猟銃等の製造又は販売する種類の変更の許可（第二十条）
 - ハ 猟銃等製造工場又は事業場の移転の許可（第二十条）
 - ニ 報告の徴収及び立入検査（第二十四条、第二十五条）
 - 六 ガス事業法第百七十一条及び第百七十二条の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 七 電気工事士の施行に関する次のこと。
 - イ 電気工事士資格の認定（第四条）
 - ロ 報告の徴収（第九条）
 - 八 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二十三号）第四十五条及び第四十六条の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する次のこと（ロ、ハ、ニ、ホ及びルに掲げるものを除く。）
 - イ 登録簿謄本の交付及び閲覧の請求の受理（第三条の二）
 - ロ 保安機関の認定及び更新認定（第二十九条、第三十二条）
 - ハ 一般消費者等の数の増加の認可並びに保安業務規程の認可及び変更認可（第三十三条、第三十五条）
 - ニ 一般消費者等の数の減少の届出の受理（第三十三条）
 - ホ 認定保安機関に対する保安業務実施命令、方法改善命令、保安業務規程変更命令及び基準適合命令（第三十四条、第三十五

条、第三十五条の二）

- へ 保安の確保の方法等の認定（第三十五条の六）
- ト 認定液化石油ガス販売事業者の報告の受理（第三十五条の七）
- チ 充てん設備の許可及び変更許可（第三十条の四）
- リ 充てん事業者に対する適合命令（第三十条の五）
- ヌ 充てん設備の保安検査（第三十七条の六）
- ル 報告の徴収及び立入検査等（第八十二条、第八十三条）
- 十 電気工業の業務の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 十一 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第七条の規定による報告の徴収（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第五項に規定する消費設備に該当する特定ガス消費機器に係る特定工事の施工に関するものに限る。）
- 十二 消防学校規則第二条第二項の規定による教育訓練実施計画の承認
- 十三 防災ヘリコプターの使用（消防防災業務に係るものを除く。）の承認
- 十四 退職消防団員の報償の決定

別表第一 震災復興・企画部長の震災復興・企画総務課に係る専決事項の項中「震災復興・企画部長」を「企画部長」に、「震災復興・企画総務課」を「企画総務課」に改め、同表震災復興・企画総務課長の専決事項の項中「震災復興・企画総務課長」を「企画総務課長」に改め、同項の次に次のように加える。

デジタルみやぎ推進課

デジタルみやぎ推進課長
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十七条第四項及び第三十六条第二項の規定による地方公共団体情報システム機構との取決めの締結

別表第一震災復興・企画部長の震災復興政策課に係る専決事項の項中「震災復興政策課」を「総合政策課」に改め、同表震災復興政策課長の専決事項の項中「震災復興政策課長」を「総合政策課長」に改め、同表震災復興・企画部長の地域復興支援課に係る専決事項の項中「地域復興支援課」を「地域振興課」に改め、同項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、同項第一号イ中「過疎地域自立促進方針」を「過疎地域持続的発展方針」に、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」を「主務大臣」に、「第五条」を「第七条」に改め、同項第一号ロ中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に、「第七条」を「第九条」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域復興支援課長の専決事項の項中「地域復興支援課長」を「地域振興課長」に改め、同項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法第六條の規定による市町村過疎地域自立促進計画」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八條の規定による過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同項の次に次のように加える。

スポーツ振興課

スポーツ振興課長

- 一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する次のこと。
 - イ 公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可（第五条）
 - ロ 都市公園占用の許可（第六条）
 - ハ 国の行う都市公園占用の協議（第九条）
 - ニ 原状回復のための必要な指示（第十条）
 - ホ 監督処分並びに除却した工作物等の保管、売却及び廃棄等（第二十七条）
- 二 県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の施行に関する次のこと。
 - イ 公園内における行為の許可（第四条）
 - ロ 公園利用の禁止又は制限（第五条）
 - ハ 使用時間及び休業日の変更並びに休業日の設定の承認（第五条の二）
 - ニ 使用料の徴収期限の変更及び分割徴収（第十一条）
 - ホ 使用料の返還（第十二条の二）
 - ヘ 使用料の減免（第十二条）
 - ト 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（第十二条の二）
 - チ 届出の受理（第十三条）
 - リ 監督処分（第十四条）

- 三 総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）の施行に関する次のこと。
 - イ 使用時間の変更の承認（第五条）
 - ロ 休業日の変更の承認（第六条）
 - ハ 使用許可（第八条）
 - ニ 行為の許可（第十条）
 - ホ 行為許可の取消し等（第十一条）
 - ヘ 使用料後納の承認（第十二条）
 - ト 使用料の返還の決定（第十二条）
 - チ 使用料の徴収期限の変更及び分割徴収（第十三条）
 - リ 使用料の免除（第十四条）
 - ヌ 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（第十六条）
 - ル 原状回復命令等（第十七条）
 - 四 ライフル射撃場条例（昭和五十七年宮城県条例第十八号）の施行に関する次のこと。
 - イ 使用時間の変更の承認（第五条）
 - ロ 休業日の変更等の承認（第六条）
 - ハ 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（第十一条）
 - ニ 原状回復命令等（第十二条）

別表第一震災復興・企画部長の総合交通対策課に係る専決事項の項中「総合交通対策課」を「地域交通政策課」に改め、同表総合交通対策課長の専決事項の項中「総合交通対策課長」を「地域交通政策課長」に改め、同表震災復興・企画部長の情報政策課に係る専決事項の項及び情報政策課長の専決事項の項を削る。

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第二号イ中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号ロ中「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に改め、同号へ中「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に改め、同項第十一号チ及びり中「汚染土壌処理施設」を削り、「埋立処理施設」の下に「に係るもの」を加え、同号ル及び同号ヲ中「汚染土壌処理施設に係る」を削り、同表環境対策課長の専決事項の項第二号イ中「第十八条の三十一」を「第十八条の三十六」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 事故時の通報の受理（第十七条）

別表第一環境対策課長の専決事項の項第七号ロ、ハ及びタ中「汚染土壌処理施設に係る」を削り、同表環境生活部長の消費生活・文化課の専決事項の項第二号中「第三十三条」を「第三十五条」に改

め、同表消費生活・文化課長の専決事項の項第二号中「第三十三条」を「第三十五条」に改め、同表保健福祉部長の震災援護室に係る専決事項の項及び震災援護室長の専決事項の項を削り、同表保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項中「疾病・感染症対策室」を「疾病・感染症対策課」に改め、同表疾病・感染症対策室長の専決事項の項中「疾病・感染症対策室長」を「疾病・感染症対策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>子育て社会推進課</p> <p>一 児童福祉法の施行に関する次のこと（ト）に掲げるものについては、保育所及び幼保連携型認定こども園に係るものに限り、リに掲げるものについては、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に係るものに限り、イ 指定保育士養成施設の指定（第十八条の六）</p> <p>ロ 試験事務規程の認可及び変更の命令（第十八条の十三）</p> <p>ハ 指定試験機関に対する命令（第十八条の十五）</p> <p>ニ 保育士登録の取消し及び保育士名称の使用停止命令（第十八条の十九）</p> <p>ホ 一時預かり事業を行う者に対する措置命令並びに事業の制限命令及び停止命令（第三十四条の十四）</p> <p>ヘ 病児保育事業を行う者に対する事業の制限命令及び停止命令（第三十四条の十八の二）</p> <p>ト 児童福祉施設の設置の認可並びに廃止及び休止の承認（第三十五条）</p> <p>チ 保育所の設置の認可に係る審議会の意見の聴取及び認可しない旨の通知（第三十五条）</p> <p>リ 児童福祉施設の設備等の改善勧告及び改善命令並びに事業の停止命令（第四十六条）</p> <p>ヌ 認可外保育施設の設備等の改善勧告、勧告に従わない旨の公表及び事業の停止命令等（第五十九条）</p> <p>ル 指定養成施設の変更の承認及び指定の</p>	<p>子育て社会推進課長</p> <p>一 児童福祉法の施行に関する次のこと（ヌ）に掲げるものについては、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に係るものに限り、イ 指定保育養成施設の長に対する報告の徴収及び検査（第十八条の七）</p> <p>ロ 指定試験機関の役員を選任及び解任の認可並びに解任の命令（第十八条の十）</p> <p>ハ 指定試験機関の試験委員の選任及び解任の認可並びに解任の命令（第十八条の十二）</p> <p>ニ 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可（第十八条の十四）</p> <p>ホ 指定試験機関に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第十八条の十六）</p> <p>ヘ 保育士登録の消除（第十八条の二十）</p> <p>ト 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第三十四条の十四）</p> <p>チ 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（第三十四条の十八の二）</p> <p>リ 保育所の設置の認可に係る市町村長との協議（第三十五条）</p> <p>ヌ 児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第四十六条）</p> <p>ル 保育士登録簿への登録及び申請書の返却（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）第六条の三十一）</p> <p>ヲ 保育士試験科目の一部免除（省令第六条の十一）</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する</p>
--	--

<p>取消し（児童福祉法施行令第五条）</p> <p>ヲ 指定試験機関の試験業務の休止又は廃止の許可（児童福祉法施行令第十一条）</p> <p>二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十九条第六号の規定による児童の遊びを指導する者の認定</p> <p>三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 認定こども園の認定及び認定しない旨の通知（第三条）</p> <p>ロ 認定こども園の認定の取消し及びその公表並びに公示の取消し及びその公示（第七条）</p> <p>ハ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び認可しない旨の通知（第十七条）</p> <p>ニ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る審議会の意見の聴取（第十七条）</p> <p>ホ 指定都市等の長からの協議に対する回答（第十七条）</p> <p>ヘ 幼保連携型認定こども園に係る改善命令（第二十条）</p> <p>ト 幼保連携型認定こども園に係る事業の停止命令及び施設の閉鎖命令並びにこれに係る審議会の意見の聴取（第二十一条）</p> <p>チ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可の取消し及びこれに係る審議会の意見の聴取（第二十二条）</p>	<p>る次のこと。</p> <p>イ 認定こども園の認定に係る市町村長との協議（第三条）</p> <p>ロ 認定こども園の認定等に係る関係機関との協議（第八条）</p> <p>ハ 幼保連携型認定こども園の認可に係る市町村長との協議（第十七条）</p> <p>ニ 幼保連携型認定こども園の運営に係る報告の徴収等（第十九条、第三十条）</p>
--	---

別表第一中保健福祉部長の子育て社会推進室に係る専決事項の項及び子育て社会推進室長の専決事項の項を削り、同表保健福祉部長の業務課に係る専決事項の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

- 七 薬事審議会条例（昭和三十八年宮城県条例第三十七号）の施行に関する次のこと。
- イ 宮城県薬事審議会への諮問（第二条）
- ロ 宮城県薬事審議会委員の任命（第三条）
- ハ 宮城県薬事審議会専門委員の任命（第四条）

別表第一経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項中「観光課」を「観光政策課」に改め、同表観光課長の専決事項の項中「観光課長」を「観光政策課長」に改め、同表経済商工観光部長の国際企画課に係る専決事項の項中「国際企画課」を「国際政策課」に改め、同表国際企画課長の専決事項の項中「国際企画課長」を「国際政策課長」に改め、農政部長の農山漁村なりわい課の専決事項の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関する次のこと。

イ 基盤整備計画及びその変更の協議に対する回答並びに基盤整備計画及びその変更のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものの同意（第四条）

ロ 所有権移転等促進計画の承認（第八条）

別表第一農政部長のみやぎ米推進課長の専決事項の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三種苗法（平成十年法律第八十三号）の施行に関する次のこと。

イ 指定種苗についての表示を遵守しない者への勧告（第五十九条）

ロ 指定種苗についての命令（第六十条）

ハ 指定種苗の生産等に関する基準を遵守しない者への勧告と勧告に従わない者の公表（第六十一条）

ニ 指定種苗の集取（第六十二条）

ホ 報告の徴収等（第六十五条）

別表第一農政部長の園芸振興室に係る専決事項の項中「園芸推進課」を「園芸推進課」に改め、同表園芸振興室長の専決事項の項中「園芸推進課長」を「園芸推進課長」に改め、同表農政部長の畜産課に係る専決事項の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同表畜産課長の専決事項の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

家畜防疫対策室

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の施行に関する次のこと。

イ 農林水産大臣又は関係都道府県知事への措置要請（第五条）

ロ 飼養に係る衛生管理の方法の改善のための勧告及び命令（第十二条の六）

ハ 家畜伝染病まん延防止のための家畜等

家畜防疫対策室長

一 家畜伝染病予防法の施行に関する次のこと。

イ 届出伝染病発生通報及び報告（第四条）

ロ 新疾病発生報告及び通報並びに家畜所有者に対する検査命令（第四条の二）

ハ 家畜所有者に対する検査命令及び農林水産大臣への検査結果の報告並びに家畜所有者等に対する助言及び指導（第五条）

の移動の禁止又は制限（第三十二条）

ニ 家畜伝染病まん延防止のための家畜集合施設の開催等の制限（第三十三条）

ホ 家畜伝染病まん延防止のための放牧等の制限（第三十四条）

ヘ 他県への防疫員の派遣要請（第四十八条の二）

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものに限る。）

イ 動物用医薬品等の廃棄等の措置命令（第七十条）

ロ 動物用医薬品等の検査命令（第七十一条）

ハ 構造設備の改善命令及び使用の禁止命令等（第七十二条）

ニ 管理者の変更命令（第七十三条）

ホ 許可の取消し及び業務の停止命令（第七十五条）

ニ 注射、薬浴、又は投薬の命令（第六条）

ホ 飼養に係る衛生管理についての指導及び助言（第十二条の五）

ヘ 伝染性疾患畜発生公示、通報及び報告（第十三条）

ト 家畜伝染病まん延防止のための殺処分（第十七条）

チ 病性鑑定のための殺処分（第二十条）

リ 家畜伝染病まん延防止のための措置報告及び通報（第三十五条）

又 指定動物用生物学的製剤の使用許可（第五十条）

ル 家畜評価人の選定（第五十八条）

二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関する次のこと。

イ 診療施設の使用制限、禁止又は措置命令（第六条）

ロ 診療用機器等に関する措置命令（第七条）

ハ 獣医療体制整備計画の策定、協議、公表及び報告（第十一条）

ニ 診療施設整備計画の認定（第十四条）

ホ 診療施設整備計画の変更の認定及び認定の取消し（獣医療法施行令（平成四年政令第百七十四号）第一条）

別表第一農政部長の農村整備課に係る専決事項の項中第五号を次のように改める。

五 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）の施行に関する次のこと。

イ 防災重点農業用ため池の指定等（第四条）

ロ 防災工事等推進計画の策定等（第五条）

別表第一農村整備課長の専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第六十条の規定による指導、助言等

別表第一水産林政部長の水産林政総務課に係る専決事項の項第一号中子（子）を削り、ト（子）とし、ニ（子）からヘ（子）までをホ（子）からト（子）までとし、同号ハ（子）、「第八十六条」を削り、「第百五条」に改め、同号ハ（子）を同号ニ（子）とし、同号ロ（子）及び合併（子）を「合併及び連合会の権利義務の包括承継」に

改め、「第八十六条」を「第九十一条、第九十一条の二」に、「第百五条」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第五十四条の二」の下に、「第九十二条」を、「第九十六条」の下に、「第百条」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一時役員等の選任（第四十三条、第五十二条）

別表第一水産林政総務課長の水産林政総務課に係る専決事項の項第三号中チを削り、同号ト中「議決」を「決議」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「信用規程等」を「信託規定等」に改め、同号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、同号イ中「及び合併」を「合併及び吸収分割」に改め、「第八十四条」の下に、「第八十八条の三」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一時役員等の選任（第五十三条、第九十八条の六）

別表第一水産林政総務課長の専決事項の項第一号中イを削り、同号ロ中「認可及び」を「制定及び」に、「第十一号の二」を「第十一号の三」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「認可並びに」を「制定並びに」に、「第十一号の四」を「第十一号の五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第十一号の五」を「第十一号の七」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第十一号の八」を「第十一号の十四」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 特定関係者との間の取引等の承認（第十一条の十五、第九十二条、第九十六条、第百条、第百五条）

別表第一水産林政総務課長の専決事項の項第一号へ中「認可並びに」を「制定並びに」に、「第百条の六」を「第百五条」に改め、同号チ中「第八十六条」を削り、「第百条の六」を「第百五条」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 休眠組合に係る公告及び公告した旨の通知（第六十八条の二、第八十六条、第九十二条、第九十六条、第百条）

別表第一水産林政総務課長の専決事項の項第一号に次のように加える。

ヲ 信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期の承認（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）第四十九条）

別表第一土木部長の道路課に係る専決事項の項第一号中ワを削り、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、クをカとし、同号ル中「第四十八条の二十三、第四十八条の二十五」を「第四十八条の四十六、第四十八条の四十八」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 歩行者利便増進道路の指定（第四十八条の二十）

特定車両停留施設を利用できる車両の指定、停留料金等の公示（第四十八条の三十、第四十

八条の三十六）

別表第一道路課長の専決事項の項第一号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 歩行者利便増進施設等の公募占用指針の決定、占用予定者の選定及び歩行者利便増進計画の認定又は変更等（第四十八条の二十三、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七）

別表第一都市計画課長の専決事項の項第二号ホ中「又は同意」を削り、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第十一号ニ中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同号ホ中「第三十四条」を「第三十九条」に改め、同号ヘ中「第三十七条」を「第四十二条」に改め、同表建築宅地課長の専決事項の項第十号中「及び第三十九条の七」を削り、同項第十五号ホ中「第二十九条」を「第三十四条」に改め、同号ヘ中「第三十条」を「第三十五条」に改め、同号ト中「第三十一条」を「第三十六条」に改め、同号チ中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同号リ中「第三十八条」を「第四十三条」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（第四十一条）

別表第一各所長の専決事項の項第七号中「、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改める。

別表第二出納局契約課長の専決事項の項第五号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第一号中「イ、タからツまで、クからエまで、サからミまで及びエからンまで」を「ヨからソまで、オからコまで、アからメまで及びシからスマまで」に改め、同号イを削り、同号中ロをイとし、ハからンまでをロからスマまでとし、同項第四号に次のように加える。

ホ 土地改良事業又は土地区画整理事業の施行地区への編入の承認

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第一号イ中「、第八十六条」を削り、同号ロ中「第六十八条」の下に、「第八十五条の四、第九十六条」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 定款変更の認可の証明（第四十八条、第九十六条）

ハ 定款変更の届出の受理（第四十八条、第八十四条の七）

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第二号ハ中「団体協約等」を「団体協約」に改め、同表林業振興部長の専決事項の項第三号中「チ」を「リ」に、「ヌ」を「ル」に、「ト」を「チ」に改め、同号中ヌをルとし、へからりまでをトからヌまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 第八十八条の三第二項の規定による吸収分割の認可

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号中イを削り、ムをノとし、ロからラまでをホからキまでとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 土地改良区の設立の申請等に対する適否の決定（第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二）

ロ 土地改良区の設立の申請等に対する適否の決定に係る専門的知識を有する技術者の意見の聴取（第八条、第四十八条、第五十六条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二）

ハ 土地改良区の設立等に係る公告及び縦覧（第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二）

ニ 異議の申出に係る専門的知識を有する技術者の意見の聴取、異議の申出に対する決定及び申請の却下（第九条、第四十八条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二）

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第四号に次のように加える。

ホ 土地改良事業又は土地区画整理事業の施行地区への編入の承認

別表第七保健所の地域保健福祉部長の項第一号中ソをツとし、ロからレまでをハからソまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対する栄養管理の実施に関する指導及び助言（第十八条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十七号イ中「第十八条の十五、第十八条の二十三、第十八条の二十四、第十八条の二十五、第十八条の三十一」を「第十八条の十七、第十八条の二十八、第十八条の二十九、第十八条の三十、第十八条の三十六」に改め、同号ロ中「第十八条の三十一」を「第十八条の三十六」に改める。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第二号中ルをヲとし、トからリまでをチからヌまでとし、への次に次のように加える。

ト 特定車両停留施設への車両停留の許可（第四十八条の三十二）

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一農政部長の農山漁村なりわい課に係る専決事項の項、同表農政部長の農村整備課に係る専決事項の項、同表農村整備課長の専決事項の項、同表土木部長の道路課に係る専決事項の項、同表道路課長の専決事項の項、同表都市計画課長の専決事項の項、同表建築宅地課長の専決事項の項の改正規定（同項第十号の改正規定に限る。）及び別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項の改正規定は、令和三年三月三十一日から施行する。